

農林水産物・食品輸出支援 EUプラットフォーム・ブリュッセル事務局の活動

令和7年9月

【問い合わせ先（EUプラットフォーム・ブリュッセル事務局）】

●EU日本政府代表部（EU規制全般）

euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp

（担当 参事官：中川、一等書記官：湯田）

●JETROブリュッセル事務所（主に畜産規制）

[belinfo](https://belinfo.jetro.go.jp)★jetro.go.jp

（担当 前田）

※上記の「★」を「@」に置き換えて下さい。



【毎月EU食品規制情報を更新中】

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#EU>

1. 輸出支援プラットフォームの設立

- 輸出支援プラットフォームは、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットイン・マーケットメイクの輸出を進めるため、**輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援**するため設立。都道府県、品目団体等との連携も強化。

在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員が主な構成員。

- 2022年4月の米国をはじめとして、EU、タイ等の10カ国・地域（16拠点）において立ち上げ済。

- プラットフォーム設置国・地域



設置国・地域	拠点事務局設置都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
	ヒューストン
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
中国	北京
	上海
	広州
	成都
台湾	台北
マレーシア	クアラルンプール
UAE	ドバイ

2. 輸出支援プラットフォームの活動（赤字はブリュッセル事務局の主な活動）

① 事業者や地方公共団体からの様々な相談対応 及び現地発の情報発信

窓口寄せられる様々な相談や新規制等に対応するほか、市場・規制の全体像や変化など、現地発の有益な情報を「カントリーレポート」として輸出支援PFウェブページ等で公表

海外でのプロモーションを効果的にするにはどうしたら？

現地の規制につき困っている

PF協議会に参加したい

各プラットフォームに相談窓口を設置し、様々な相談を受付（連絡先は後述）



カントリーレポートの公表に際し、ウェビナーやメルマガを通じて広く周知

② オールジャパンでのプロモーション活動への支援

「都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラム」等で都道府県の意向を把握した上で、オールジャパンでのプロモーションのための体制構築や都道府県の伴走支援等を実施



現地で人気のSNSライブコマース番組を活用し、日本国内14県と連携したプロモーションを実施（シンガポール）



台中の商業施設において地方公共団体等と連携し、「春の日本食品展」を実施（台湾）

③ 未開拓商流の新規開拓

現地発の戦略の下、現地パートナーと連携しつつ、日系以外をはじめとする未開拓の商流を開拓



香港最大の現地スーパー Dairy Farm にて畜産物フェアを実施し、好評を受け、取扱店舗が増加（香港）



MM Mega Market HPより

ベトナム輸出支援プラットフォームが仲介を行い、現地大型スーパーにおいて、日本産食品フェアが開催（ベトナム）

④ 現地事業者との連携強化

現地の流通に精通する日系・非日系の現地事業者との連携を強化し、日本食普及を推進



現地小売4店・卸が連携の上、日本産水産物等の試食イベントを実施し、テキサス州横断プロモーションが実現（米国）



EU輸出支援プラットフォーム（ブリュッセル事務局）が仲介し、EU進出日系食品メーカーによる「在欧食品協議会」を開催（EU）

■ 上記に加えて、2023年度から、輸出支援プラットフォームでは順次模倣品対策窓口を設置し、農林水産物・食品の模倣品について、相談や疑義情報等を受け付け。

3. 現地発の情報発信（カントリーレポートの作成等）

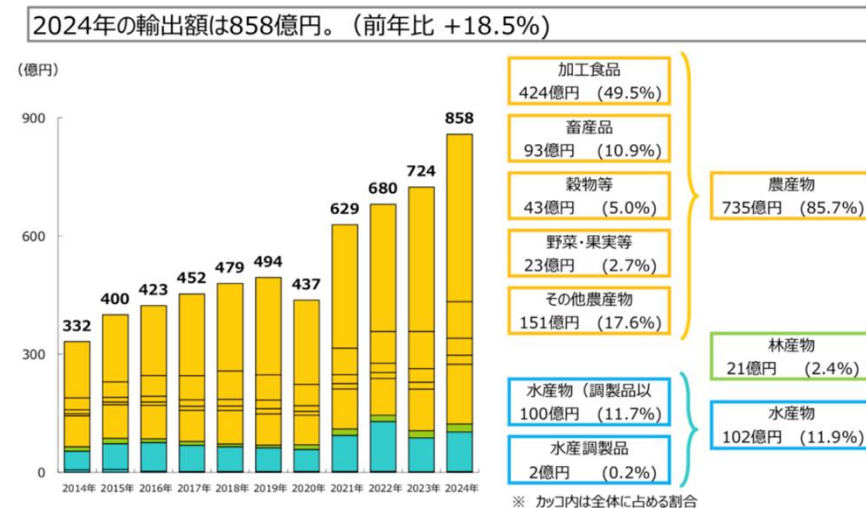
【活動例①】 全体レポート

国・地域ごとに、**農林水産物・食品に関する市場や規制の全体像**をとりまとめ。「まずはこれを読む」ため作られた入門編レポート。

[構成] (EUの例)

1. 市場編 (EU、仏、独、伊、西)
2. 規制編
 - ① EU規制 (総論)
 - ② EU規制 (各論)
 - ③ 品目別輸出条件
 - ④ 輸出後の手続
 - ⑤ 各国独自規制
 - ⑥ 日EU・EPA概要

全体レポート抜粋



JETRO EUPE
ウェブページ



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
※ 2020年までは28カ国の実績、2021年からは英国を除く27カ国の実績

【活動例②】 品目別レポート

国・地域ごとに、**特定の品目に関する市場や規制情報**のほか、現地事業者の声等を取りまとめた詳細かつ実践的なレポートを作成。

- ① フランス：茶
- ② フランス：切り花・盆栽
- ③ フランス：味噌
- ④ フランス：水産物
- ⑤ フランス：アルコール飲料・スピリッツ
- ⑥ ベルギー：茶
- ⑦ EU・英国：牛肉
- ⑧ ルーマニア：日本酒

茶のレポート抜粋

1-① フランスにおける茶の市場動向

A 日本からフランスへの農林水産物・食品の輸出状況

- 日本からフランスへの主な輸出品は、日本酒やウィスキー等のアルコール飲料や醤油等。
- 緑茶は、年々増加傾向にあり、10年間で約3倍になっている。

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
アルコール飲料 1,159百万円	アルコール飲料 1,649百万円	アルコール飲料 2,542百万円	アルコール飲料 2,618百万円	アルコール飲料 3,226百万円	アルコール飲料 3,333百万円	アルコール飲料 3,440百万円	アルコール飲料 3,185百万円	アルコール飲料 5,748百万円
ホタテ貝 302百万円	醤油 337百万円	ホタテ貝 367百万円	ホタテ貝 381百万円	醤油 399百万円	醤油 390百万円	醤油 396百万円	醤油 424百万円	メントール 681百万円
醤油 300百万円	ペpton等 233百万円	醤油 333百万円	醤油 369百万円	緑茶 285百万円	ソース混合調味料 330百万円	緑茶 320百万円	果汁 337百万円	醤油 555百万円
ソース混合調味料 197百万円	ホタテ貝 191百万円	緑茶 220百万円	緑茶 322百万円	ホタテ貝 256百万円	緑茶 310百万円	果汁 314百万円	たばこ 318百万円	たばこ 484百万円
ペpton等 196百万円	ソース混合調味料 173百万円	ソース混合調味料 173百万円	ソース混合調味料 198百万円	ソース混合調味料 228百万円	果汁 228百万円	ソース混合調味料 306百万円	緑茶 312百万円	ソース混合調味料 415百万円
デキストリン等 193百万円	緑茶 170百万円	ペpton等 172百万円	スープ・ブロス 186百万円	果汁 197百万円	デキストリン等 218百万円	かつお・マグロ 249百万円	ソース混合調味料 290百万円	緑茶 378百万円
メントール 155百万円	真珠 144百万円	播種用の種 162百万円	植物の液汁エキス 176百万円	播種用の種 196百万円	播種用の種 216百万円	ペpton等 244百万円	スープブロス 234百万円	果汁 339百万円
播種用の種 154百万円	植物の液汁エキス 132百万円	たばこ 151百万円	ペpton等 161百万円	デキストリン等 152百万円	スープ・ブロス 178百万円	デキストリン等 184百万円	デキストリン等 179百万円	かつお・マグロ 270百万円
合計 45億円	合計 49億円	合計 61億円	合計 65億円	合計 72億円	合計 75億円	合計 79億円	合計 77億円	合計 127億円

3. 現地発の情報発信（カントリーレポートの作成等）

【活動例③】EUマンスリーレポート

EUの食品規制・政策をモニタリングし、毎月マンスリーレポート（15-20ページ）を発行・公表

- ①対象となる EU 食品規制・政策とその概要に加え、
- ②情報ソースも記載し、原典の確認も可能

【毎月EU食品規制情報を更新中】



日付	対象となる EU 食品規制・政策	概要	関連機関及び情報ソース
01/04/2023	成分規制	欧州食品安全機関（EFSA）は、EU 市場における食品および飲料に使用されている、ガス類を含む特定の添加物に関するデータを求めている。EFSA は「人による消費を意図した食品および飲料における食品添加物の発生データに関する公募」を通じ、グルコン酸（E 574）および関連食品添加物（E 575-579）、リボスクレオチド（E 626-635）に関する研究やその他のデータを 6 月 30 日まで募集している。今回の募集では、EU 食品添加物規則（1333/2008）が発効した 2009 年 1 月 20 日時点で既に市場に出回っており、再検査が行われていないガス状の食品添加物のうち以下も対象となっている：二酸化炭素（E 290）、アルゴン（E 938）、ヘリウム（E 939）、窒素（E 941）、亜酸化窒素（E 942）、酸素（E 948）、水素（E 949）、ブタン（E 943A）、イソブタン（E 943B）およびプロパン（E 944）	EFSA : https://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/2023-03/2023_Call%20for%20food%20additives%20occurrence%20data.pdf

【活動例④】概要レポート

EUの食品市場に係る既存規制の改正動向や新たに制定が予定される規制の動向等について調査、簡易レポートを作成

マンスリーレポート等で取り上げたEUの特定の規制についてさらに個別に概要を解説



1. [食品添加物](#)
2. [包装及び包装廃棄物](#)
3. [食品ラベル](#)
4. [食品接触材](#)
5. [重金属規制](#)
6. [化学物質規制](#)
7. [販売基準](#)
8. [漁業規則](#)
9. [通関修正申告](#)
10. [朝食指令](#)
11. [G I 規制](#)
12. [C S D D D](#)
13. [使い捨てプラ](#)
14. [N G T](#)
15. [立法手続](#)
16. [アニマルウェルフェア輸送規則](#)
17. [ロビー団体](#)
18. [再生プラスチック](#)
19. [タンパク質戦略](#)
20. [ハチミツ含む混合食品](#)
21. [EU法と英国国内法](#)
22. [ウィンザー枠組みと北アイルランド](#)
23. [農業の戦略的対話](#)
24. [EUのバイオ戦略](#)
25. [欧州議会選挙結果と新体制](#)
26. [EU水産物・加工品輸出規制](#)
27. [有機食品規制](#)
28. [混合食品の定義・規制](#)
29. [民間サステナビリティ認証制度](#)
30. [EU有機同等性](#)
31. [農薬規制専門家会合（PAFF）](#)

3. 現地発の情報発信（カントリーレポートの作成等）

【活動例⑤】 深掘りレポート

個別規制をさらに深掘りして、20ページ程度のレポートで内容を解説

1. 食品ラベル
2. 日本酒
3. PPWR（包装・包装廃棄物規則）
4. EUの立法過程
5. 新規食品の認可プロセス
6. 人権・環境政策
7. 適合宣誓書作成マニュアル

【令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

（プラットフォーム支援員による体制強化）】

深掘りレポート 第1回：EUの食品ラベル表示

1. はじめに	1
2. アルコール飲料のラベル表示	1
2.1 FIC規則の改正におけるアルコール飲料のラベル表示について	1
2.2 ワインのラベル表示	2
2.3 アイルランドにて可決されたアルコール飲料ラベルの健康警告表示	3
2.4 アイルランドの新法に関する各利害関係者の見解	4
2.4.1 EU加盟国の反応	5
2.4.2 EU域外からの反応	6
3. 原産地表示	6
3.1 食品とその原材料の原産地表示	6
3.2 国内法	7

【活動例⑥】ブリュッセル便りと規制解説

EUPFブリュッセル事務局による月1回程度のEU食品規制情報「ブリュッセル便り」をメール配信

【登録はこちらまで】

euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp

※「★」を「@」に置き換えて下さい。

さらに、[EU代表部HP](#)において、

- ① EUPFブリュッセル事務局の概要
- ② EU食品規制（[PPWR](#)、[EUDR](#)、[食品プラスチック規制](#)）

をパワーポイント資料でわかりやすく解説！

EUのPPWR （包装・包装廃棄物規則）の概要

令和6年5月

【問い合わせ先（EUプラットフォーム・ブリュッセル事務局）】
euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp

※上記の「★」を「@」に置き換えて下さい。

3. 現地発の情報発信（カンントリーレポートの作成等）

【令和7年度調査予定事項】

1 概要レポート

EUの食品市場に係る既存規制の改正動向や新たに制定が予定される規制の動向等について調査、簡易レポートを作成

- ① EUにおける主要な**民間サステナビリティ認証制度**の概要
- ② EUの**有機同等性**の概要
- ③ EUの**農薬規制の専門家会合（PAFF）**での審議状況
（残留農薬基準、インポートトレランス設定に関する各国の賛否等）
- ④ EUの**GMO規制**の専門家会合（PAFF）での審議状況（各国の賛否等）
- ⑤ **EUDR見直条項**、ベンチマーキングシステムの動向
＜その他 5 本程度のテーマについて調査予定＞

2 深掘りレポート

個別規制をさらに深掘りして、20ページ程度のレポートで内容を解説

- ① **農業と食のビジョン**（2025年2月公表済み）
- ② EU **HACCP取得の手引き**（ステップ毎の取得解説）
＜その他 1 本程度のテーマについて調査予定＞

4. 現地事業者との連携（在欧食品協議会）

【活動例⑦】在欧食品協議会

ブリュッセル事務局が仲介する形で、EUに進出している主要日系食品メーカーが一堂に会し、EUの規制等に関する最新情報を共有するとともに、在欧日系食品企業が不利な立場に置かれないよう共同で対処する戦略や具体的方策を議論

第1回：[2024年5月30日](#)
第2回：[10月2日](#)
第3回：[11月28日](#)
第4回：[2025年6月25日](#)
第5回：12月予定



[2024年10月16日 日本経済新聞 夕刊2面]
〈グローバルウォッチ〉で本協議会の取組が取り上げられました

「サクラの香り」にも規制の壁

「EUの規制はその市場の大きさと加盟国の数もあり、グローバルスタンダードになるいわゆる『ブリュッセル効果』を有している。官民がより連携した関与が重要だ」。

〈EU代表部 相川一俊特命全権大使〉



5. 農林水産物・食品分野におけるEU規制の撤廃・緩和①

- 近年EUは、次々と環境関連の新規制を導入しており、ブリュッセル事務局は、規制内容を速やかに分析するとともに、日本産食品のEU向け輸出に悪影響が生じないように、EUに対する働きかけを実施。
- 2023年8月3日、2011年3月の福島第一原子力発電所事故以来導入されていたEUによる日本産食品に対する放射性物質規制が完全撤廃。
- 2023年9月21日、混合食品規制のうち、**出汁入り味噌・醤油**について、**自己宣誓書の確認が免除**

EUの放射性物質輸入規制

- 日本産食品への輸入規制は2011年3月末に始まったが、2年ごとに見直され、対象県や規制品目が段階的に減らされてきた。前回（2021年9月）の見直し後は、東北などの計10県について、野生のキノコ類、一部の水産品、山菜類などの規制品目をそれぞれ定め、輸入時の放射性物質検査証明書や産地証明書の提出を要求。
- 2023年8月3日に**規制を完全撤廃**

混合食品規制

- EUは、動物性加工済み原料と植物性原料の両方を含む食品を「混合食品」と定義し、独自の輸入規制
- 対象となる混合食品は、温度管理の必要性や動物性加工済み原料の種類によって3つに分類され、日本からEUへの輸出に当たり、公的証明書または自己宣誓書の添付が必要
- 2023年9月21日から**出汁入り味噌・醤油**については、**自己宣誓書の通関時の確認義務が免除**

- EUに続いて、アイスランド、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタインも規制を完全撤廃



		製造施設 E U 認定		添付書類
		最終 製品	動物性 原料	
①温度管理必要	冷凍食品	不要	必要	公的証明書
②温度管理不要 肉製品含	ラーメンスープ	HAC CPに 沿っ た衛 生管 理要		
③温度管理不要 ②以外	和菓子 出汁入り味噌・醤油			

出汁入り味噌・醤油については、通関時の確認義務が免除

5. 農林水産物・食品分野におけるEU規制の撤廃・緩和②

- 2024年3月にEUが大筋合意した**包装・包装廃棄物規則**(PPWR※)に関し、EU当局への説得を続けた結果、日本酒等の瓶にかかるリユース対象除外を確保し、**事実上の日本酒禁輸を回避**。
※Packaging and Packaging Waste Regulation
- 2024年8月に、ヨーロッパ香料協会 (EFFA)に働きかけた結果、EU香料規制 (EC1334/2008) との関係において**日本の伝統的な香料であるサクラのEU域内での使用が可能**であることを明確化する**ファクトシート**を発出。

包装・包装廃棄物規則 (PPWR)

- 欧州委員会が2022年11月に提案した当初案では、飲料包装について、ビール、ワイン、日本酒、蒸留酒等幅広い飲料に対して再利用義務を課していた。



- しかし、2024年3月に暫定合意した案では、以下の飲料については**再利用義務の対象外**とされた。

- ① 腐敗しやすい飲料、牛乳・乳製品
- ② ワイン
- ③ 芳香ワイン
- ④ ワイン・芳香ワインに類似するブドウ以外の果物・野菜から作られた飲料
- ⑤ その他発酵飲料 (CNコード2206 00に属するもの) **【日本酒】**
- ⑥ 蒸留酒等 (CNコード2208に属するもの) **【焼酎、梅酒、ゆず酒等】**

- ✓ 読売新聞 (2024年2月24日)
「人気の日本酒がEUで「禁輸」危機 … 30年以降に瓶の再利用義務化、政府が除外目指し外交攻勢」
- ✓ 日本経済新聞 (2024年3月1日)
「日本酒や和牛、欧州から締め出し危機 EUの包装規制で」
- ✓ 日本経済新聞 (2024年3月5日)
「EUの包装規制、日本酒を除外 食品フィルムは規制対象」
- ✓ 読売新聞 (2024年3月6日)
「日本酒、EU域内への禁輸措置を土壇場で免れる…瓶の再利用義務化から除外」
- ✓ 日本経済新聞 (2024年3月15日)
「日本酒禁輸、瀬戸際で回避」



ブリュッセルでの日本食レセプションで日本酒を楽しむ参加者 (2024年3月)

6. ブリュッセル事務局の活動状況

- 2023年9月 **ブリュッセル事務局設立**：EU代表部大使公邸でEUの日本産食品輸入規制撤廃を受けて福島県産品等をPRするレセプションを実施
- 2023年9月～ 事業者等とのEU規制に関する意見交換等実施（随時）
- 2023年12月 EU規制情報に関するメーリングリスト開始
【登録はこちらまで】euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp
※「★」を「@」に置き換えて下さい。
- 2024年3月 EU代表部及びベルギー大使館主催で日本産食品をPRする**レセプション**を実施
- 2024年5月 EU進出日系食品メーカーとのEU規制に関する意見交換会（**第1回在欧食品協議会**）を開催（以後、これまでに4回開催）



【畜産関連情報】



ALIC海外情報

<https://lin.alic.go.jp/alic/week/eu.htm>

輸出支援プラットフォーム ホームページ
<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform.html>



メールマガジン配信登録はこちら（登録無料）
[JETRO農林水産・食品 Newsletter（メールマガジン）](#)
[農林水産物・食品 - 産業別に見る - JETRO \(jetro.go.jp\)](#)

